平成２９年（フ）第３５８号
広島県廿日市市深江２丁目５番21号
債務者　藤通　典子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３８６号
広島市東区上温品１丁目31番５－203号
債務者　土山　史郎
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３８７号
広島市東区上温品１丁目31番５－203号
債務者　土山　良子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２４号
愛媛県松山市道後樋又２番10号　松本ビル202号
債務者　佐藤　夢聡
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４５号
福岡県飯塚市鹿毛馬1666番地11　フィルハウス嶺田Ａ棟
債務者　堤　　純一
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第４９号
福岡県飯塚市横田721番地３　サンフレッチェ横田105
債務者　早田　剛基
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第５２号
福岡県嘉麻市漆生574番地７
債務者　森　　哲也
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第９２号
佐賀市川副町大字福富176番地１　パレス東古賀Ｇ号
債務者　田原　小鈴
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４４号
宮崎市天満町８番７－１号　アサヒコーポラス305号
債務者　溝口　由起
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４７号
宮崎市東大宮２丁目14番５号
債務者　宮越　裕二
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４号
宮城県柴田郡柴田町槻木東１丁目４番21号　ゆいまーる102号
債務者　三浦　成美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第８９号
長野県松本市埋橋１丁目９番306号　市営埋橋団地
債務者　宮下　瑞恵（旧姓曽根原）
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２７号
京都市南区西九条島町５番地
債務者　疋田恵美子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４２７号
京都市山科区西野楳本町78番地の13
債務者　安部ひとみ
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４３１号
京都市伏見区深草加賀屋敷町４番地１　ネクスト21松田305号
債務者　平館　　彰
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４５８号
京都市西京区樫原平田町１番地84
債務者　増田　信子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
兵庫県明石市二見町西二見2129番地の９、前住所兵庫県加古川市加古川町粟津421番地の７
債務者　吉田　綾子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係